

喜界町農業委員会総会議事録

1. 開催日時：平成30年1月19日（金）
午後 3時30分～午後 4時30分
2. 開催場所：喜界町役場会議室
3. 出席農業委員：（11名）
4. 出席推進委員：（5名）
5. 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名
 - 第2 議案第 1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による
農用地利用集積計画の決定について
議案第 3号 非農地証明の審議について
議案第 4号 地籍調査事業に伴う地目変更の承認について
議案第 5号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定
による意見書について
 - 第3 報告第 1号 農地台帳新規搭載について
6. 農業委員会事務局出席職員（3名）

7. 会議の概要

発言者	発言内容
事務局	<p>ただ今から平成30年第1回定期総会を開会いたします。 はじめに会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
会長	<p>【皆さん改めましてあけましておめでとうございます。本日は平成30年第1回の総会でございます。</p> <p>昨年は農家にとりまして、度重なる台風の襲来、また、50年に1度といわれる豪雨災害によって大変厳しい状況となりました。しかし、最近は以前に比べ園芸作物の栽培が盛んに行われているように感じ、収益の面から見ても期待できるのではと思います。</p> <p>我々農業委員、推進委員の任務遂行はやはり健康でないとできませんので、今年も健康に留意し頑張ってください。それでは早速ですがお手元の資料に基づきご審議の方をよろしくをお願いいたします。】</p>
事務局	<p>それでは会を進めて参りたいと思います。出席委員は11名中11名で、定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。喜界町農業委員会会議規則第4条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は会長をお願いいたします。</p>
議長	<p>これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員、および会議書記の指名を行います。喜界町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただく事にご異議ありませんか。</p>
各委員	<p>【異議なしの声あり】</p>
議長	<p>それでは、議事録署名委員は、6番、7番をお願いいたします。 なお、会議書記には事務局職員の庶務係を指名いたします。 以上で日程第1を終わります。</p>
議長	<p>それでは、日程第2の議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を、議題に供します。事務局の朗読と説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>今回の農地法第3条の許可申請は、議案3件でございます。まず、議案第1号は全て所有権の移転に関する件でございます。</p> <p>【議案第1号、受付番号1から3までを議案書をもとに朗読】</p> <p>受付番号1から3までは、添付の審議内容にあるとおり農地法第3条第2項各号には該当いたしませんので、許可要件の全てを満たすものと判断いたします。</p>

	以上で議案の朗読並びに説明を終わります。
--	----------------------

発言者	発言内容
議長	ただいま朗読がありました議案書の内容に関しまして、それぞれの地区の担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。
10番	1番について確認しましたので説明いたします。 譲渡人、譲受人とも贈与により所有権移転することに間違い無いということでした。以上です。
8番	2番について確認しましたので説明いたします。 譲渡人は、譲受人である農地所有適格法人の構成員です。今回、法人へ贈与することとなったようです。 譲受人は、農地所有適格法人として現在かぼちゃ、ゴマ、さとうきび等に励んでおり今後更に雇用を生みたいということでした。以上です。
議長	受付番号3番につきましては、事務局長の親族が申請人になっている事案ですので、農業委員会法第31条の規定に基づき議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いいたします。議案終了後に入室・着席していただきます。 (事務局長 退席・退室)
6番	3番について確認しましたので説明いたします。 譲渡人は、高齢で後継者もないため譲受人へ売り渡したとのことでした。買い手がみづかり喜んでいる様子でした。 譲受人は譲渡人より売買の相談があり買い受けた事に間違い無いということでした。以上です。 議決終了後(事務局長 入室・着席)
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。 【質問、意見なし】
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。議案第1号について、原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 【全員挙手】

議長 | 全員賛成ですので、議案第1号は原案の通り決定いたしました。

発言者	発言内容
議長	次に、議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（案）の決定について」を、議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。
事務局	<p>今月の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は、6件でございます。</p> <p>第2号の議案書をご覧ください。喜界町より平成30年1月31日付けで農用地利用集積計画（案）の決定を求められています。</p> <p>賃借権が6件です。 面積は、合計12,996㎡です。</p> <p>【議案第2号、計画番号29番から34番までの農用地利用集積計画（案）について議案書をもとに説明】</p>
事務局	以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると判断いたします。
議長	<p>ありがとうございました。これより質疑に入ります。 ご質問ご意見等はございますか。</p> <p>【質問、意見なし】</p>
議長	<p>よろしいでしょうか。それでは、計画番号29番から34番までにつきまして採決いたします。議案第2号について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	全員賛成ですので、議案第2号は原案のとおり決定いたしました。

発言者	発言内容
議長	<p>それでは、議案第3号「非農地証明願いの審議について」を、議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。 今月の非農地証明願いの案件は、1件でございます。</p>
事務局	<p>それでは議案第3号の議案書をご覧ください。</p> <p>【議案書に基づいて、非農地証明願いの内容を説明】</p>

議長	申請地は10月の臨時総会にて上程された議案の申請地と同じ一帯にあります。臨時総会で申請が漏れていたということでの申請です。
7番	ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
議長	会長・事務局職員を交えて現地調査を行って来ましたので報告いたします。事務局の説明にもありましたとおり、地目は畑ですが現況は原野です。数十年間農地として利用されておらず荒廃状態にあり、今後農地として利用することは困難であり、周辺の状況から見ても非農地として妥当だと思われます。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。意見等ございますか。
議長	【質問、意見なし】
議長	よろしいですか。それでは議案第3号につきまして採決いたします。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
議長	【全員挙手】
議長	全員賛成ですので、議案第3号は原案のとおり決定いたします。

発言者	発言内容
議長	次に、議案第4号「地籍調査事業に伴う地目変更の承認について」を、議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。
事務局	平成28年度に行われました地籍調査事業において、手久津久地区33筆、川嶺地区12筆、小野津地区13筆、中熊地区8筆（合計66筆）の地目変更があがっています。
事務局	【議案書にもとづいて、内容を説明】
事務局	以上、説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
4番	会長・副会長・事務局職員・地籍調査係を交えて、現地調査を行って来ましたので報告いたします。現地調査の結果、資料のとおり現況が宅地、原野となっておりまして農地としての機能を失っていると判断されるため農地から外すことは妥当だと思われます。

9番	会長・副会長・事務局職員・地籍調査係を交えて、現地調査を行って来ましたので報告いたします。現地調査の結果、資料のとおり現況が原野となっておりまして農地としての機能を失っていると判断されるため農地から外すことは妥当だと思われます。
10番	会長・副会長・事務局職員・地籍調査係を交えて、現地調査を行って来ましたので報告いたします。現地調査の結果、資料のとおり現況が宅地、原野、用悪水路等となっておりまして農地としての機能を失っていると判断されるため農地から外すことは妥当だと思われます。
5番	会長・副会長・事務局職員・地籍調査係を交えて、現地調査を行って来ましたので報告いたします。現地調査の結果、資料のとおり現況が宅地、雑種地、原野となっておりまして農地としての機能を失っていると判断されるため農地から外すことは妥当だと思われます。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。ご質問・ご意見等ございませんか。 【質問、意見なし】
議長	よろしいですか。それでは、採決いたします。議案第4号について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 【全員挙手】
議長	全員賛成ですので、議案第4号は原案のとおり決定いたしました。

発言者	発言内容
議長	次に、議案第5号「農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定による意見書について」を、議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。
事務局	今回の農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3の2第2項の規定による意見書については編入が2件でございます。園芸関係事業を行う予定です。 【議案書に基づいて、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3の2第2項の規定による意見書の内容を朗読・説明】 【編入】 事業計画・・・農用地区域への編入

議長	<p>事業規模・・・11,920㎡（8筆）</p> <p>ただいまの説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p>
9番	<p>事務局を交えて現地調査を行って来ましたので報告いたします。申請地は農用地域への編入の申請です。集落に接続するところに位置しておりますが、現況はみかんを栽培しております。編入妥当だと思われま</p>
7番	<p>事務局を交えて現地調査を行って来ましたので報告いたします。申請地は農用地域への編入の申請です。農地台帳上の地目は原野となっておりますが、現況はみかん農園です。編入妥当だと思われま</p>
議長	<p>ありがとうございました。これより質疑に入ります。 ご質問ご意見等はございますか。</p> <p>【質問、意見なし】</p>
議長	<p>よろしいでしょうか。それでは、採決いたします。議案第5号について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第5号は原案のとおり決定いたしました。</p>

発言者	発言内容
議長	<p>次に報告事項に入ります。報告第1号の「農地台帳新規登載について」 ですが、報告事項の朗読と説明を事務局よりお願いいたします。</p>
事務局	<p>報告第1号「農地台帳新規登載報告書」の件数は1件でございました。 いずれも内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備いたしておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。</p>
議長	<p>ありがとうございました。それでは、ただいまの報告第1号につきまして、発言等のある方は挙手をお願いいたします。</p> <p>【発言等なし】</p>
議長	<p>よろしいでしょうか。特に発言が無いようですので、以上で報告第</p>

	1号を終わります。
--	-----------

発言者	発言内容
事務局	以上で本日の議案の審議は全て終了いたしましたので、これをもちまして平成30年第1回喜界町農業委員会総会を閉会いたします。

上記の議事録については、正確を記するため記名押印をする。

議事録署名委員 榎 清志

議事録署名委員 吉岡 強